

## 令和8年度進学予定高校生へのキャリア教育推進事業委託業務仕様書

### 1 委託業務の目的

大学進学者が多い普通科高校において、生徒の地元企業に対する理解を深めるとともに、将来の選択肢として提示するため、企業展や職場訪問を実施する。

### 2 委託業務の内容

#### (1) 委託業務名

令和8年度進学予定高校生へのキャリア教育推進事業に関わる委託業務

#### (2) 委託期間

契約締結日から令和9年3月24日（水）まで

#### (3) 事業実施校

- ・ 県立名張青峰高等学校
- ・ 県立相可高等学校
- ・ その他、実施希望のある県立高等学校1校

#### (4) 委託業務の内容

受託者は、事業実施校の教育活動の一環として実施する企業展や職場訪問について、三重県教育委員会（以下「委託者」という）が以下に定める内容に基づき実施すること。

また、事業実施の効果検証のため、参加生徒に対して、企業展または職場訪問実施の前後において、委託者が作成するアンケート調査を行うこと。

#### <事前準備>

##### ①事業実施体制の構築

- ・ 受託者は、本事業の実施責任者および担当者を定めること。なお、実施責任者と担当者は、同一人物が兼ねても良いものとする。

##### ②事業実施校での業務

- ・ 事業実施校がどのような企業と連携したいと考えているかについて、事業実施校への訪問、または、電話・オンライン等を通じて、聴き取ること。
- ・ 事業実施校が、企業展や職場訪問を実施する際の目的やねらいを理解すること。

##### （事業実施校のねらいの例）

生徒に対して、

- ▶ 探究学習（生徒が取り組む研究）と関連して、先端技術を見せたい。
- ▶ 大学進学後の学びが、将来の仕事にどのように活かされているかを伝えたい。

##### ③協力企業の開拓

- ・ 事業実施校の要望に沿って、企業展または職場訪問に協力が得られる企業を

開拓すること。

- ・企業へは、生徒の地元企業に対する理解を深めるとともに、将来の選択肢として提示するために行うことを説明すること。また、企業には、高校生に対する求人活動ではないことに加え、高校側は、探究学習や進路学習を深めることが主たるねらいとしてあることを説明し、理解を得ること。

### <企業展、または、職場訪問の実施>

- ・事業実施校において、企業展、または、職場訪問のいずれかを年1回実施すること。
- ・実施時期については、事業実施校の要望に応じて決定すること。
- ・企業展、または、職場訪問へ参加する企業から、参加料を徴収しないこと。

### 企業展

#### ①参加企業数

- ・県内企業5社～15社を基本とする。
- ・ただし、事業実施校の要望に対して、可能な限り柔軟に対応すること。

#### ②会場

- ・原則、各教室等、事業実施校の施設を使用する。(会場費は不要)
- ・使用する会場(教室等)の確保については、事業実施校が行う。
- ・参加企業から機材等の持ち込み等の要望がある場合は、事前に事業実施校と相談して対応すること。
- ・当日の会場設営については、教室での実施の際には事業実施校が行うことを基本とし、体育館等においてブース設営等が必要な場合は、事業実施校と協力して行うこととする。
- ・開催に係る会場や備品等については、基本的には、学校施設や所有備品を活用するが、学校が所有していない備品等が必要となった場合には、本事業委託費から支出すること。また、本事業委託費からの支出が難しい場合は、事前に委託者に相談すること。

#### ③参加者

(企業に対して)

- ・受託者が、事業実施校の要望を、参加企業へ説明するとともに、企業展当日の企業対応等、開催に向けて必要な業務を担うこと。

<事業実施校が企業に話してほしいことの例>

- ▶大学進学後の県内での働き方や入社後のキャリアパス
- ▶高校での学びと現在の会社で求められているスキルとの関係
- ▶先端技術の紹介や、B to B企業として地域に貢献していること

<企業展当日の企業対応例>

- ▶玄関での受付
- ▶玄関や教室に掲示する看板や企業札等の印刷物
- ▶企業の機材搬入補助
- ▶写真撮影等の許可伺い等、企業への説明
- ▶企業展当日のトラブル対応

(生徒に対して)

- ・事前にどの企業の話を知りたいか等、生徒の希望がわかるアンケートを実施すること。なお、アンケートに記載する項目等は、事業実施校の要望や次の例を参考に、受託者が作成することを基本とする。

＜アンケートに記載するものの例＞

- ▶企業名、事業内容、特徴、どのように地域社会に貢献しているか等
- ・参加生徒に係る次の事項は、受託者と事業実施校が事前に相談し、事業実施校が決定し、その事務を担う。
  - ▶参加学年、クラス、人数、生徒のグループ分け、  
どの企業の話をもどのような順番で聞くか など
- ・生徒は、時間内に複数社の話を聞けるよう配慮すること。

#### ④方法

- ・実施方法の例を参考とし、事業実施校と相談して決定すること。

(実施方法の例)

- ▶参加生徒 1学年240人(6クラス)
- ▶使用教室 8教室
- ▶使用時間 120分
- ▶生徒は、30人×8グループをつくり、教室を移動して各グループ3社の説明を聴く。
- ▶参加企業は8社で、それぞれの教室へ配置し、30分×3回説明を行う。
- ・企業説明に関しては、話だけでなく、可能な限り、生徒が見たり、触れたり、体験したりできるよう工夫すること。

## 職場訪問

### ①訪問企業数

- ・県内企業1社～10社を基本とする。
- ・ただし、事業実施校の要望に対して、可能な限り柔軟に対応すること。

### ②方法

- ・実施方法の例を参考とし、事業実施校と相談して決定すること。

(実施方法の例)

- ▶参加生徒 1学年240人(6クラス)
- ▶訪問先 県内企業6社
- ▶使用時間 9時～15時(6時間)
- ▶方法 1グループ20人が、午前1社、午後1社に訪問する。  
移動に際しては、バスを6台使用し、1台が2社へ送迎する。
- ▶訪問内容 1社あたりの訪問時間は約90分とし、30分職場見学、  
60分は、経営者との交流会や従業員からの説明とする。  
受入企業は、午前、午後で計2回、1回につき20人を受け入れる。
- ・上記実施方法の例の他、生徒がタクシー等で各自移動し、企業を訪問する方法も考えられる。
- ・実施に際しては、企業説明と仕事現場の見学を組み合わせるなど、生徒が業

- 務の理解や仕事の魅力を感じるよう工夫すること。
- ・生徒の移動に係る費用（バス、タクシー等）については、委託者が負担する。（本事業委託費には含まない。）
  - ・生徒対応は事業実施校が行う。
  - ・参加生徒に対する保険（傷害保険・賠償責任保険）は、本業務委託費には含まない。（各生徒が「キャリア教育等体験活動保険」に加入するため。）

#### <効果の検証>

- ・効果の検証については、本事業へ参加したことで、生徒の意識がどのように変化したかがわかるよう、委託者が作成するアンケートを、参加の前後において計2回実施すること。（再掲）

### 3 報告書等の提出

受託者は、令和9年3月24日（水）までに、業務完了報告書（様式1）を作成し、委託者に提出する。

### 4 個人情報の取扱い

個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

### 5 機密保持

受託者は何人に対しても、受託期間中、または受託期間終了後を問わず、業務上知り得た本県の業務の一切を漏らしてはならない。

### 6 著作物の取扱い

本事業により作成する一切の成果物の権利は全て三重県教育委員会に帰属するものとする。なお、開発者が著作権を保有しパッケージ化されているソフトウェア等は開発者が著作権を保有するものとし、これらを使用する場合は、その取扱いについては受託者により適切な処理を行うものとする。

### 7 その他

- （1）業務実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や業務内容については、委託者と受託者が協議をして実施する。
- （2）受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 委託者に報告すること。
  - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行

うこと。

- (3) 受託者が(2)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。
- (4) 本事業を履行するにあたり、第三者へ業務を委任、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ三重県教育委員会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (5) 受託者の負担する経費は、原則、全て当該委託料に含まれるものとする。ただし、参加者(三重県教育委員会事務局高校教育課職員、高校教員、高校生等)の旅費等、個人的性質の費用は委託料に含まない。
- (6) 台風等の非常変災の発生、伝染病の流行、その他やむを得ない事由により委託業務の遂行が困難となったときは、協議の上、委託事業を延期又は中止することがある。